

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	特別障害給付金の支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、特別障害給付金の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

番号の記載された特別障害給付金請求書及びその添付書類は紛失、関係者以外に漏れないように鍵のかかるキャビネットに保管する。また、日本年金機構への書類の送付の際は、紛失・誤送付を避けるため送付先の確認を行ったうえで、特定記録で郵送する。

評価実施機関名

霧島市長

公表日

令和6年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別障害給付金の支給等に関する事務
②事務の概要	ア 事務の説明 給付金の支給に関する請求書を受理・審査し日本年金機構へ送付する事務 イ 特定個人情報を取り扱う手続の具体的な内容 霧島市は、特定障害者に対する特別障害給付金支給法、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)等の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う予定である。 ・特別障害者給付金の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・特別障害給付金の額の改定の請求の受理、その請求に対する応答 ・届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・資料の提供等の求めに関する事務
③システムの名称	・Acrocity行政基本 ・Acrocity国民年金
2. 特定個人情報ファイル名	
特別障害給付金請求受付簿	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の83の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第59条 【各手続の根拠】 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第6条、第8条、第27条、第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保健福祉部保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線)1141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部保険年金課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1861

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記述	変更後の記述	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月1日	特記事項	個人番号の記載された特別障害給付金の請求書等及びその添付書類は、関係者以外に開示しないように、日本年金機構への書類の送付の際は、紛失・漏えいを避けながら送付先の確認を行う。	一部28年3月31日までの間において、送付先が不明な場合は、日本年金機構が個人番号を参照しないことから、関係者以外に開示しないように、日本年金機構への書類の送付の際は、紛失・漏えいを避けながら送付先の確認を行う。	事後	
平成28年3月1日	1-1-①-2事項の概要	特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容は、(随)で取り扱う。 特別障害給付金の認定請求書の受理、審査 特別障害給付金の受給資格に係る被災状況の受理、審査 特別障害給付金の受給資格者の氏名変更の受理、審査	イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容は、(随)で取り扱う予定である。 特別障害給付金の認定請求書の受理、審査 特別障害給付金の認定請求書の受理、審査 特別障害給付金の受給資格に係る被災状況の受理、審査 特別障害給付金の受給資格者の氏名変更の受理、審査	事後	
平成28年3月1日	1-1-③ システムの名称	Aurocky総合管理 Aurocky開発年金 Aurocky住民基本	Aurocky行政基本 Aurocky開発年金	事後	
平成28年3月1日	1-3-② 法令上の根拠	【各手続の根拠】 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第6条、第8条、第27条、第31条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第1条、第6条、第8条、第9条、第10条、第15条	【各手続の根拠】 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第6条、第8条、第27条、第31条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第1条、第6条、第8条、第9条、第10条、第15条	事後	
平成28年3月1日	2-1、1-1いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	平成27年12月31日 時点	事後	特別障害給付金受給権者数10人(日本年金機構より)
平成28年3月1日	2-2、1-1いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成27年12月31日 時点	事後	
平成28年3月1日	特記事項	平成28年3月31日までの間において、送付先が不明な場合は、日本年金機構が個人番号を参照しないことから、関係者以外に開示しないように、日本年金機構への書類の送付の際は、紛失・漏えいを避けながら送付先の確認を行う。	一部28年3月31日までの間において、送付先が不明な場合は、日本年金機構が個人番号を参照しないことから、関係者以外に開示しないように、日本年金機構への書類の送付の際は、紛失・漏えいを避けながら送付先の確認を行う。	事前	
平成28年3月1日	1-3-② 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の83の項 【各手続の根拠】 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第6条、第8条、第27条、第31条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第1条、第6条、第8条、第9条、第10条、第15条	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の83の項 【各手続の根拠】 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第6条、第8条、第27条、第31条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第1条、第6条、第8条、第9条、第10条、第15条	事後	主務省令の一覧を確認したところ、当該法令は法律施行規則第8条は、日本年金機構の事務の取扱次第で定められた根拠とした。
平成28年3月1日	1-5-2所属長	生活環境部保険年金課長 宝満 淑朗	生活環境部保険年金課長 新納 一昭	事後	平成28年4月1日人事異動
平成28年3月1日	2-1、1-1いつ時点の計数か	平成27年12月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	特別障害給付金受給権者数1人(日本年金機構より)
平成28年3月1日	2-2、1-1いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	取扱者数【4】人 【平成28年12月1日時点】 部分 職員4-臨時2=6人 支所 1人 職員1-臨時2=3人 5支所 6=15人 福祉ISO 1人
平成28年3月1日	1-1-①-2事項の概要	特別障害給付金の認定請求書の受理、審査 特別障害給付金の認定請求書の受理、審査 特別障害給付金の受給資格に係る被災状況の受理、審査 特別障害給付金の受給資格者の住所変更の届出の受理及び確認 特別障害給付金の受給資格者の住所希望金額機関連りの届出の受理 特別障害給付金の受給資格者の死亡の受理及び確認	特別障害者に対する特別障害給付金及びその額の算出の受理、その請求に係る事項について、その請求に対する応答 届出の受理、その届出に係る事項について、資料の提供等の求めに関する事務	事後	(H29改正)事務取扱要第二の主務省令で定める事務及び権限を定める命令を基に修正
平成28年3月1日	1-3-② 法令上の根拠	【各手続の根拠】 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第6条、第8条、第27条、第31条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第1条、第6条、第8条、第9条、第10条、第15条	【各手続の根拠】 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第6条、第8条、第27条、第31条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第1条、第6条、第8条、第9条、第10条、第15条	事後	(H29改正)事務取扱要第二の主務省令で定める事務及び権限を定める命令を基に修正
平成28年3月1日	1-5-1部署	生活環境部保険年金課	保健福祉部保険年金課	事後	平成29年4月1日組織再編
平成28年3月1日	1-5-2所属長	生活環境部保険年金課長 新納 一昭	保健福祉部保険年金課長 有村 和浩	事後	平成29年4月1日人事異動
平成28年3月1日	1-8連絡先	生活環境部保険年金課	保健福祉部保険年金課	事後	平成29年4月1日組織再編
平成28年3月1日	2-1、1-1いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	特別障害給付金受給権者数11人 日本年金機構統計資料
平成28年3月1日	2-2いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	取扱者数【31】人 【平成30年1月1日時点】 部分 職員4-臨時2=6人 支所 1人 職員4-臨時2=6人 5支所 12人 福祉ISO 2人 特定個人情報取扱表
平成28年3月1日	特記事項	番号の記載された特別障害給付金請求書及びその添付書類は、関係者以外に開示しないように、日本年金機構への書類の送付の際は、紛失・漏えいを避けながら送付先の確認を行う。	番号の記載された特別障害給付金請求書及びその添付書類は、関係者以外に開示しないように、日本年金機構への書類の送付の際は、紛失・漏えいを避けながら送付先の確認を行う。	事後	特定個人情報取扱表
平成28年3月1日	1-5-2所属長の役職名	保健福祉部保険年金課長 有村 和浩	保健福祉部保険年金課長	事後	1-5-2所属長を1-5-2所属長の役職名に変更
平成28年3月1日	2-1いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	特別障害給付金受給権者数11人 日本年金機構統計資料
平成28年3月1日	2-2いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	取扱者数【33】人 【平成30年4月1日時点】 部分 職員4-臨時2=6人 支所 1人 職員4-臨時2=6人 5支所 20人 福祉ISO 職員2-臨時1=3人 特定個人情報取扱表
平成28年3月1日	2-1いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	特別障害給付金受給権者数10人 日本年金機構統計資料
平成28年3月1日	2-2いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	取扱者数【33】人 【平成31年4月1日時点】 部分 職員4-臨時2=6人 支所 1人 職員4-臨時2=6人 5支所 24人 福祉ISO 職員2-臨時1=3人 特定個人情報取扱表
平成28年3月1日	IV リスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「十分である」	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託しない」	事後	継続
平成28年3月1日	IV リスク対策	8. 監査「内部監査」	8. 監査「自己点検」内部監査	事後	追加
平成28年3月1日	全体				評価の再実施
平成28年3月1日	2-1いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	特別障害給付金受給権者数10人 日本年金機構統計資料
平成28年3月1日	2-2いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	取扱者数【41】人 【令和3年1月1日時点】 部分 職員4-臨時2=6人 支所 1人 職員4-臨時2=6人 5支所 職員4-臨時1=25人 福祉ISO 職員2-臨時1=3人 特定個人情報取扱表
平成28年3月1日	2-1いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	特別障害給付金受給権者数10人 日本年金機構統計資料
平成28年3月1日	2-2いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	取扱者数【42】人 【令和4年1月1日時点】 部分 職員4-臨時2=6人 支所 1人 職員4-臨時2=6人 5支所 職員4-臨時1=25人 福祉ISO 職員2-臨時1=3人 特定個人情報取扱表
平成28年3月1日	2-1いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	特別障害給付金受給権者数10人 日本年金機構統計資料
平成28年3月1日	2-2いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	取扱者数【41】人 【令和4年1月1日時点】 部分 職員4-臨時2=6人 支所 1人 職員4-臨時2=6人 5支所 職員4-臨時1=25人 福祉ISO 職員2-臨時1=3人 特定個人情報取扱表
平成28年3月1日	2-1いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	特別障害給付金受給権者数10人 日本年金機構統計資料
平成28年3月1日	2-2いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	取扱者数【44】人 【令和5年1月1日時点】 部分 職員4-臨時2=6人 支所 1人 職員4-臨時2=6人 5支所 職員22-再任用4人-臨時3=29人 福祉ISO 職員1+再任用1臨時1=3人 特定個人情報取扱表